

大東亜戦争と知識人(七)

——昭和前期の政治学——

大塚 桂

- 一 問題の所在
- 二 学問の自由と国家権力(以上第五卷第四号)
- 三 日本主義社会学
- 四 日本主義哲学(以上第六卷第一号)
- 五 日本主義経済学
- 六 日本主義法学(以上第六卷第二号)
- 七 国体・高度国防国家(以上第六卷第三号)
- 八 日本主義政治学
- 九 国体学(以上第六卷第四号)
- 一〇 アカデミズムの変容(以上第七卷第一号)
- 一一 戦争と政治学者
 - (1) 蠟山政道
 - (2) 今中次麿
 - (3) 戸沢鉄彦

一一 戦争と政治学者

(1) 蠟山政道

蠟山政道は、戦前には『政治学の任務と対象』(一九二五年)、『行政学原論』(一九三六年)などの著作で政治学や行

大東亜戦争と知識人(七)(大塚)

政学の自立を模索し、戦後は『政治学原理』(一九五二年)、『比較政治機構論』(一九五〇年)などで学界の方向性を指し示した。

蠟山は『日本政治動向論』(一九三三年)にあつて、以下のような国際認識を示している。蠟山は、満州事変後、太平洋関係の国々に平和機関が存在していないことを懸念していた。蠟山は「太平洋諸国は新しい国々である上に、長い間最近の文明的施設・機関の発達するまでは太平洋と云ふ海洋によつてその交通が妨げられていた為に、人種民族、言語風俗、生活様式、社会制度、人生観等を異にしている。それが急速に産業革命の進展と共に、世界経済の成立が見られるやうになり、相互の接触が展開するに至つたのであるから、これに文明の諸要素の進展の速度が不均衡であることに制約されて、その相互関係には何かしら欧州諸国の相互関係などとは異なるものがあるのである。∴政治は先づ先進国と未開国との支配・被支配の関係として成立せざるを得ない部分が多かつた。帝国主義関係なる文字がそれに当ると思ふが、太平洋関係の一側面は実に帝国主義関係である」と理解した。また、蠟山は、「しかるに、∴未開国又は半植民地たりし地方又は民族の間に、国民主義運動が勃興し来り、国民国家の樹立に伴ふ回復主義(Irredentism)の運動が発生し来つた」と民族自決の動きを指摘した。さらに、共産主義国の動向にも注視している。具体的には、「ソヴェート・ロシアの存在である。∴未開国、植民地に於ける解放運動並びに非帝国主義運動への関係、既に発達せる産業国家に於ける共産主義者コロニーの助成等の活動は、∴太平洋関係の諸国にその将来がある」と分析していた。

彼の『東亜と世界』(一九四一年)では、以下のような認識に変化してきている。

「有てる国々の個人は、その有いる富と領土と文化との故に、国家なりその他のより強大なる社会集団を離れ

て個人を直接に世界と宇宙とに結びつける個人主義的世界観を獲得し得た。そして、個人の自由と独立と平和とを抽象し得たのである。∴しかるに、今や、独、伊、日の如く、国家的団結、民族的統一、全体主義的統一によつて、国際場裡にその存在と発展とを期して来た国々∴の個人対世界の関連認識は∴個人が民族同胞を離れて直接に世界や宇宙や神に結びつく個人的世界観の揚棄でなければならぬ。⁽⁴⁾

蠟山もまた英米における個人主義を否定し、全体主義こそが難局を乗り切る切札であるとの理解である。蠟山は、国家概念へ疑義をむけていく。彼は、

「私は近代政治学の対象であつた『国家』の概念に対して、現代政治学の対象として国民協同体の概念を置かんとするものである。国民協同体は『国家』よりも一步深く根源的な意味における人間生活の存在形態たる民族又は国民に近接してその意味又は目的の充実を確保すべき新秩序であり、同時に従来の学問又は常識において『国家』の概念には対立の地位におかれた『経済』や『社会』をも包含した立体的な社会的存在である」⁽⁵⁾

と国民協同体論を主張した。彼は、「現代の日本の政治的課題は何れも既存の平面的なる国家機構の改革によつては成就しえないで、或は『挙国一致』とか『国民精神総動員』とか『万民翼民』とか『総国力』とか『総親和』とか云ふやうな倫理的道義的意味を含蓄するスローガンによつてその解決を企図しつゝある」⁽⁶⁾なかで、国民協同体が樹立されることを期待する。それは、「社会学的概念で把握しては充分ではない。そこには、日本民族の内面的統一を具體的に表現する精神的協同体として、少くともそれとして希求する或る願望を含めたものである」⁽⁷⁾、という。

蠟山はつづけて、「国民組織が先づこの国民の道義的倫理的感情的基礎とし、それを組織の重大な有機的協同要素として取り入れ∴従来運用せられ觀念せられた立憲主義は、余りに狭義の意味に於ける、すなはち近代的な意味に

於ける立憲主義であり過ぎた。：又、その立憲主義の解釈が余りに法律的解釈に偏して僅かに狹義の法律論として把へられて、恰もそれが憲法政治の全部であるかの如く、他の重大要素を捨象した為である。しかし乍ら、我国における立憲主義は、日本の国体を中心とする国民の政治的形成の内在的原理の上に立てられるべきものである⁽⁸⁾、と日本主義的な政治システムの確立をも視野に入れていた。

蠟山は、政治的対立を止揚すべきことを提言する。具体的には、藩閥的官僚政治と民権的政党政治の対立であり、軍部官僚と財界政党との軋轢である。国体明徴論者と自由主義者との衝突などは、「日本の政治の根本原理から見ると本質的に『政治的』ではない」のであって、「日本の国体が内面的に於ける日本の形成原理の命ずるところにより、立体的に構成的に、その時に従ひその処を与へられることによつて：：新たな秩序形成⁽⁹⁾」へとむかうと、蠟山は考察していた。

戦争の拡大につれて、蠟山は新秩序論にふれる。蠟山も「聖戦⁽¹⁰⁾」との認識である。今次大戦は、「東亜に新秩序を建設せんとする道義的理念的目的を有しているのである。還元すれば、東洋の恒久的平和を可能ならしめ、その保障を齎らさん為である⁽¹¹⁾」。

日本は、「人間の道徳倫理を基準とした無限的な道徳的国家」であり、西洋の「法治的基準による領土的な主権的民族国家の理論⁽¹²⁾」を克服する宿命を帯びている。

蠟山は、「民族の共存共栄の運命の意識化としての使命意識」を動因として創造される「東亜協同体⁽¹³⁾」を肯定する。支那事変は、「日本を先頭とする『東洋の統一』への東洋民族の覚醒⁽¹⁴⁾」である。

「今日の段階において必要であり、又本質的なことは、東亜協同体の建設への情熱であり運命感に基く、心理的共

感であり、そこから生れて来る不退転の政治的信念である。⁽¹⁵⁾

蠟山は東亜協同主義を提唱していたのであった。松沢弘陽にしたがえば、「近衛による新体制への企図を基礎づけ、また、その傾向をただそうとして展開されたのが、昭和研究会による『国民協同体』の理論であり、ここでも蠟山はその中心であった。『東亜協同体』が『国民協同体』を呼び出した⁽¹⁶⁾」のである。それらの東亜協同体論は、大東亜戦争を弁証するのには十分な理論的構成を備えていた。⁽¹⁷⁾

北岡寿逸は、「蠟山君の：短所として、實際派であり、現実によ妥協しすぎたと思う。例えば、満州事変後、多分軍に招かれて満州に行ったことと思うが、その際我が国が満州を支配することには反対しないが、中国の宗主権を尊重すべきで、青天白日旗を下ろすことには強く反対していた。ところが忽ち豹変して軽薄才子近衛公の如きものに利用せられ、昭和研究会に参加して大東亜共栄圏などと云う、凡そ君の理想とは異った侵略主義の構想の作成に参加したり、東条英機の如き狂信的侵略主義者の推薦を受けて、翼賛選挙に出馬するなどは、才能を活用し度いと云う人の本能によるものであるが、彼等のやっていたことが結局対米戦争となり、国民を途炭の苦に陥れることを、君の聡明をもってしてわからない筈はないのに、現実によ妥協した事は、私は君の弱点であると思つて⁽¹⁸⁾いる」と指摘した。ところで、蠟山の現実主義者としての面を押さえておきたい。

第一、蠟山は昭和一六年段階で、陸軍の秋丸機関（東条陸相の密命により秋丸次朗中佐が主催した戦力調査機関）に有沢広巳、中山伊知郎らとともに協力している。同年七月一日に参謀本部に提出した報告書では、日米の戦力の格差は二対一である⁽¹⁹⁾と結論付けた。

第二、蠟山は翼賛選挙（昭和一七年四月）で衆院議員当選しているが、ここらあたりの経緯について当時の群馬県

知事田村五郎は「あの蠟山博士が立候補した選挙が行われた際には、私は群馬県の知事を勤めていてその選挙に係りましたし、その選挙を行うために蠟山博士を立候補者の一人に選定して、これを当選させるべくいろいろと術策を巡らした⁽²⁰⁾と述懐している。「：適当な人物を捜して見ますと、それがなかなか見つからないのでした。：中央の陸軍からは至急立候補者を決定せよという催促をして来る。：苦勞している私を私の部下たちも傍観しているわけにもいかなかったからか：ある日二、三の課長が打ち揃って私の部屋に訪ねて来て、「：候補者は蠟山政道という博士にしたらどうですか。蠟山博士はもともと新潟県の出身ですが、中学は群馬県立高崎中学を出ていますし、今は東京帝大の教授なのでその知名度も高い関係から、これを高崎の地域で立候補させたら恐らく当選出来るぐらいの票は獲得するだろうと思うのです」という進言です。この話を聞くなり、私は蠟山博士を候補者の一人に立てることに決めました。：それでこっそりと使者を出して本人の意向を探らせて見たところ、本人も、知事が自分に對してそのように考えているならば自分も選挙に出てもよいと思うという返事でした⁽²¹⁾、と。

戦後にいたり、蠟山は昭和二一年に「国体観念と民主主義」論文を書いている。ポツダム宣言受諾後の日本において国体を護持しつつ民主主義を定着させるというアクション・プログラムをいかに達成していくのかというテーマである。そこで、蠟山は戦前を振り返り、以下のような議論を展開している。国体論が席卷したことについて、「国体の観念が、民主主義がそうであるように、一箇の政治的原理または政治上の主義であるとすれば、それは統治原理たることは勿論のこと社会原理にまで及ばねばならぬ。最近十年間における国体明徴運動の目的としてところは正にそれであった。その論理的な結果として、あらゆる自由なる思想や民主的傾向が排撃または弾圧されたのである。日本主義とか皇国原理とかいうような思想系統も結局この国体の観念に基礎を置いていたことも偶然では

ない」⁽²²⁾と。さらに、蠟山は、戦前の国体論は民主主義と抵触していたことは否めないとして、「我が国体観念の思想的基礎が一種の強制的思想原理である限りに於いて、それは先づ民主主義の思想原理と背馳する」⁽²³⁾と論じている。そもそも、戦前の国体論とはなんであったのか。蠟山自身混乱があったのを認めている。その上で、「一般の国民の通常抱いている国体観念は極めて漠然としている。天皇制に対する観念も、天皇が日本帝国の元首であると云う何人にも最も分り易い国家体制たることに心理的根柢がある。殊に一大家族国家としての象徴の作用が働き、家長に對する家族員の如く、国民の宗家としての皇室に對する敬仰の念や聖徳に對する渴仰随順が我が国民の国体観念の発露となつている」⁽²⁴⁾とし、家族国家論が根底にあったのを指摘した。と同時に、「人民の有する天皇及び皇室に對する敬仰の念を利用して、明治以来或は藩閥政治による国家的支配や軍閥や官僚の支配を憲法上許容する企図が行われた。…最近十年間に於いては、軍国主義及び官僚政治と結託して、その権力的背景の下に横行せる国体明徴運動は奇怪なる論理を以て天皇親政論を主張し、憲法第一条乃至第四条の規定を恰も憲法の総説たる如く見做し、不十分ながら我が憲法の近代的な科学的な解釈を企図せんとする一切の学問的思想的企図を抑圧した。その結果として、我が国民の国体観はその本然の姿を歪曲されてしまったのみでなく、立憲政治の正しき理解の道を塞がれたのである」⁽²⁵⁾と回顧し、「文部省的国体明徴論によつて一層国民の本然的な国体観は無批判的に拡充延長され、統治形態の実態を蔽い被せているのである」⁽²⁶⁾と問題点を整理した。

(1) 蠟山政道『日本政治動向論』高陽書院 一九三三年 五二九―五三〇頁。

(2) 同上五三〇頁。

- (3) 同上五三〇頁。
- (4) 蠟山『東亜と世界』改造社 一九四二年 二八一―二八二頁。
- (5) 同上四六一―四七頁。
- (6) 同上四七一―四八頁。
- (7) 同上五一頁。
- (8) 同上七一―七二頁。
- (9) 同上五四頁。
- (10) 同上三頁。
- (11) 同上四頁。
- (12) 同上二頁。
- (13) 同上二七―二八頁。東亜協同体の概念は、思想的にはゲマインシャフトとゲゼルシャフトの対立、つまり東洋の集団主義・共同主義と西洋の個人主義との対比から構想された。それは、歴史学的にはヘレニズム文化に匹敵し、世界史的意義を有した。また、文化学的には西洋の人種主義や東洋の偏狭なナショナリズムをも超克するあたらしい原理となるものであった(ドウス・小林英夫編『帝国という幻想』青木書店 一九九八年 二七頁)。
- (14) 同上九頁。
- (15) 同上二七―二七三頁。
- (16) 松沢弘陽『民主社会主義の人々―蠟山政道ほか―』思想の科学研究会編『改訂増補・共同研究転向(下)』平凡社 一九七八年 二五四頁。
- (17) 同上二五八頁。
- (18) 北岡逸寿『理想主義と実情適応とを調和した蠟山君』『追想の蠟山政道』蠟山政道追想集刊行委員会 一九八二年 二〇頁。

- (19) 田之宮英太郎『神の国と超歴史家平泉澄』雄山閣出版 二〇〇〇年 一四〇頁。
- (20) 田村『蠟山政道回想』八四―八五頁。
- (21) 同上八八―八九頁。なお、蠟山は昭和二〇年九月六日付で、衆院議員の辞職願(「…議員トシテ翼賛ノ職責ニ欠クル所アリシヲ痛感シ自責ニ堪ヘズ…」)を提出した。戦争責任の一端を果たしたといえようか。
- (22) 蠟山『国体観念と民主主義』『蠟山政道集』日本書房 一九六〇年 一一八頁。
- (23) 同上 一九頁。
- (24) 同上 二〇―二二頁。
- (25) 同上 二二―二二頁。
- (26) 同上 二二三頁。蠟山に関しては、松沢論文の他に、フレッチャー(伊藤悟訳)「日本ファシズムと知識人」日本現代史研究会編『日本ファシズム(1)国家と社会』大月書店 一九八一年、富田宏治「一九三〇年代の国内政治体制『革新』構想(一)(二)(三)」『法政論集』第一〇五・一〇六・一〇七号、富田「『自由―民主主義』と『生活―民主主義』」『法政論集』第一一七号などを参照。

(2) 今中次麿

昭和一六年には、今中の時事評論集である『東亜の政治的新段階』(日本青年外交協会)と入門書である『政治学』(朝日新聞社)を出版している。大東亜戦争開戦直前の今中の見解を見ておきたい。

今中は満州事変の勃発時には、批判していたけれども、昭和一一―一二年段階には国際状況における日本の位置に関して、これを肯定的にとらえている。その上で、国際社会における新秩序をいかに形成していくのかという課題に取り組んでいく。

「東亜協同体論について、先づ次の三つの点を問題としたい。協同体の概念―文化主義的構成の問題―及び地理的運命協同体の理念に関する問題である。東亜協同体論においての、協同体といふことは、家族協同体とか種族協同体とか、民族協同体とかいふ場合のやうな、いはゆるゲマインシャフトそのものを意味しているのではない。そこには、三つの国民協同体がそんざいするのである。日、満、支のそれぞれは、各々独立の国民協同体でもあるし、またさうあらねばならない。それであるから、東亜協同体は實際は、協同体に値しないのであつて、いまだ協同体に至り得ない、一つの連合体である。」⁽¹⁾

そこで、今中は「東亜民族連合体」⁽²⁾と云うべきとする。したがつて、「想像せらるべきいはゆる東亜協同体を、民族の概念によつて説明しようとすることも間違つてゐる」⁽³⁾という。それでは、その実態とはなんであらうか。

「東亜協同体は：最もよく行つたとしても、せいぜい国際連盟と同じ形式を持つ国家連合であるのであらう。さうなれば、日・満・支それぞれ主権国家であつて、三つの国家の連合的鼎立関係である。」⁽⁴⁾

経済的にも「三つの国民経済圏がそこには存在しなければならぬのであつて、経済秩序の上にも、完全な統一はあり得ない。しかしただ、：日・満・支のブロック経済による、東亜協同体のアウトタルキーの樹立が、完成せられることは云ふまでもないのである」⁽⁵⁾と今中は論じてゐる。今中は各国ともにその独自性を尊重すべきであるといふが、それはすこぶる正しい議論である。

「日・満・支の文化協同性は、したがつて日・満・支の政治的共同性又は経済的共同性の基礎の上において、はじめて可能なことなのである。実はそのためにこそ、戦争が戦はねばならなかつたのである」⁽⁶⁾

今中は、「東亜協同体論をもつて、単に、一つの戦争合理化的理論にすぎないと考へるのは誤つてゐる。：私の考

へによれば、東亜協同体論は、むしろ戦争を終結し、東亜の平和を確立するための唯一の方策に外ならないのである⁽⁷⁾、と平和実現の手段として肯定的にとらえている。しかし、現実には侵略主義の一面は確実にあったわけであり、今中の現状分析の甘さは否めない。

日支関係について、今中は「満州事変が起こり、日本が満州や北支に支配を持つやうになつたのは、二つの理由に基づいている。すなはち一つは、支那が自力で帝国主義的侵略を排除することができないことであるが、そのことは、また同時に、日本画支那に対して干渉を必要とするにいたつた原因でもある。若し支那が、欧米の侵入を、自力で防ぐことができないために欧米勢力が支那に侵入し、そのために日本の生命線もおびやかされるといふことになる⁽⁸⁾、と説明する。また、「若し支那が、他国の侵入的勢力を排除せんがために、日本と提携しようとしさへすれば、それは日本も亦、日本自身の問題として本来欲するところなのであるから、日本も喜んで、支那と提携することができらうであらう。…かやうな関係においてのみ、日支両国は、和平的に提携し得るのであつて、その他の方法では、決して提携し得ないのみでなく、両国は永遠の闘争状態に陥らざるを得ない⁽⁹⁾」と説明する。そこで、今中は東亜協同体の存在理由を明確化する。

「私は東亜協同体の原理と必然性を発見しなければならない。東亜協同体は、したがつて日本の立場からは、生命線の確保であり、支那の立場からは、民族独立である⁽¹⁰⁾。」

「日本の利害と支那の利害との現実的協調の方式が、東亜協同体であるのである⁽¹¹⁾。」

「日支関係の危機を救ひ、東亜に永遠の平和を樹立するためには、支那の側に、日本と提携することによつて、その民族独立を完成しようとする運動が起つてくる必要がある。かくてまさに汪兆銘の運動は、この軌道

にのつてきたのである。⁽¹²⁾」

今中は、「日支の政治的経済的互助連関を、保持促進するための、日系指導機関の派遣は、まぬかれないであらう。…抗日運動の抑圧は、突然、新秩序の下においては、日本の力によつて抑圧せられる必要がある⁽¹³⁾」、とし、反日本帝國主義運動への弾圧はやむをえないとする。そもそも、支那は日本との協力によつてのみ、解放され近代化されると、今中は希望的な観測をこめていいる。

「新秩序は、あくまで日華滿蒙の民族的自主性の尊重の基礎の上に立つ。ただ経済的には、日本資本主義の指導力が支那にも確立せられることはやむを得ない。これのみが、欧米帝國主義を駆逐し得るのであり、またこれのみが、支那の近代社会を促進し得るからである。」⁽¹⁴⁾

日本もまた列強諸国と同様に中国に対して帝國主義路線を突き進んでいるのではないか、という自省は今中にはみられない。これは、今中政治学の致命的な部分であろう。

今中は、高度国防国家論についても言及していた。まず、今中は、「最近、高度国防国家観が、強調せられている。高度とは、恐らく、準戦時体制を戦時体制に引きあげ、更に戦時体制を高度化しようとする意味であろうが、要するに、国防国家観は、戦時体制を目標とする原理である⁽¹⁵⁾」、と解説している。高度国防国家は、あたらしい国家原理、体制ではないという。

「戦争は非常的暫定的事態であり、決して原則的恒久的状態ではないのであるから、戦争にもとづく、すべての秩序の変更は、恒久的なもの、または原則的なものではなくて、緊急例外的適応的ものである。したがつて、政治原理の変更も亦、決して原則的なものではなしに、単に例外的なものと考えられるべきものである。この意

味で、国防国家観も亦、法治国家観を全く解消せしめて、これに代る新原理ではなく、単に、それは法治国家を基礎とし、法治国家の許容する範囲において、その例外的非常事態を作りあげるところの原理であり、戦争を目標とする政治の非常原理にすぎないのである。故に、国防国家に伴ふ政治的变化を、法治国家の終局的崩壊、並びにそれに代るべき恒久的新原理の出現と考へることは妥当ではない。⁽¹⁶⁾

今中は、「ただし、現代のやうに、基本的にすでに法治国家の新政治原理への移行が要求せられつつある時代においては、この二つの要求を峻別することは、或は妥当でなく、また困難かもしれない⁽¹⁷⁾」、と考えていた。

今中は、高度国防国家体制への移行は、以下のようなプロセスをふむべきであるとしている。

「現下の問題は、当然、その新しいものへ向つての過渡期としての、独裁政治に存するのであり、若しそれが、立憲的独裁の高度化の線に添うて発展し得れば、比較的合法的に、且つ平和に、推移するを得べく、最も好ましいことといはねばならないが、その後に来るものは、立憲政治ではあり得ないのであるから、当然、新しい形式での専制政治であることはいふまでもない。しかし新専制政治は、決して大衆的組織と離れることの出来ないものであるだらう。それは、三権分立のない、大衆の政治参与である。それは国民の間接的な行政干与である。日本においては、君民同治の純正化である⁽¹⁸⁾」。

今中は大衆の政治参画を基盤とする君民同治、ならびに立憲的独裁の高度化であると考えていた。

今中の『政治学』は発禁処分を受けたものの、国際情勢の悪化と国防体制の強化を主張している面を看過してはならない。今中は対外的には東亜主義、対内的には高度国防国家論を主張していたということである。

なお、今中は後に、「汪(兆銘又は精衛)氏は昔、日本留学中に法政大学で小野塚先生から政治学を学んだことがあ

るので、わたくしとは同門の弟子という理由からとくに親近の感情をもたれ、氏の幕下にいた九大におけるわたくしの研究室出身の留学生、周隆祥・高宗武らを通じて、縁故をもつようになったが、更にかような理由で、わたくしは南京日本大使館の後援も得て、しばしば南京政府をお訪れ、周旋の方策などを相談し、その代表を二度福岡に招いて歓待したこともある。これはわたくしのいささか努力した支那事変終結への和平的努力だったのである。当時の情勢では、日本軍部が満州を蒋介石の主権下に置くことを承知しさえすれば、日支和平は可能であったとわたくしは考えている。南京で板垣大将に会ってそのことを話したこともあり、実際日本軍部も底のない対支戦に疲れ⁽¹⁹⁾ていたことは明白であったが、不明な分子によって国政が誤られてしまったのである」と回想していた。

- (1) 今中次麿『東亜の政治的新段階』日本青年外交協会 一九四一年 三六六頁。
- (2) 同上三七〇頁。
- (3) 同上三七〇頁。
- (4) 同上三七〇頁。
- (5) 同上三七一頁。
- (6) 同上三七四頁。
- (7) 同上三七六頁。
- (8) 同上三七六頁。
- (9) 同上三七七頁。
- (10) 同上三七七頁。
- (11) 同上三七八頁。

- (12) 同上三七八頁。
- (13) 同上三九八頁。
- (14) 同上三九八頁。
- (15) 今中『政治学』朝日新聞社 一九四一年 一九六頁。
- (16) 同上 一九七頁。
- (17) 同上 一九八頁。
- (18) 同上 二〇九頁。今中については、今中次麿先生追悼記念事業会編『今中次麿 生涯と回想』法律文化社 一九八二年、田口富久治『日本政治学史の展開』未来社 一九九〇年などを参照。なお、田口は今中の東亜協同体論について、「第二次近衛声明(昭和十三年十月一日)における『東亜新秩序建設』を：正当化し合理化する役割をになつたこととはとうてい否定できない」(同書一八七頁)と総括している。当時の今中政治学の体系や認識方法における暗点や限界の問題(同書一八八頁)と、田口は指摘している。
- (19) 『同上』四七―四八頁。

(3) 戸沢鉄彦

戸沢は『国政論集』(中央公論社、一九四〇年)にあつて、時事的な問題を取り上げている。とくに、ファシズム論が注目される。戸沢は議会政治の限界性に関してふれる。

「たゞ、この時勢に徒らに政治や経済に関して自由主義を唱へても実効少なく、社会情勢が今日我国に議会中心政の行はれることを許さないのは、動かし難い事実である。有産階級は議会制度を利用するといふ迂遠な方法よりも軍部及び官僚と提携して行く方が有利だと考へ、軍部と官僚を支柱とする政権は有産階級と提携しながら

社会生活の各方面に強大な統制を行ひ、時勢に鑑みて他の人々も認めるから、ファシズム類似の政治が行はれるのである⁽¹⁾。」

ファシズム政治の前提条件として、大衆の政治への参画があげられると、戸沢は指摘した。

「今後相当長期に亘つてファシズム類似の政治を維持し強化する事が真に日本のためであると若し為政者が信ずるならば、もつと中間層から積極的な協力を得なければならず、それには中間層が進んで支持するやうな改革を行はねばならない⁽²⁾。」

ファシズムやナチズムをいたずらに賛美するだけではいけないという。戸沢は、日本の政治文化や伝統に立脚した政治こそが必要との認識である。

「我々はそれより前に先づ、我国内の本義を闡明し、古来の君臣親子の關係、君民一体の国柄、忠君愛国の思想、等の中に表はれる、日本固有の政治原理を想ふべきである。これは、…遙に高い、日本の美しい歴史的事実に内在する原理であり、日本にのみ実現し得る、最も理想的な政治原理なのである。この原理によれば、君臣の關係は、単なる統治者对被治者り権力服従關係ではなく、むしろ自然の、親子關係にも比すべくして、しかも、それよりは尊き、一定の仁慈敬愛の關係であり、日本の統一は、単なる権力服従の關係による統一ではなく、君臣の仁慈敬愛の關係による理想的な統一であり、臣民は喜んで君のために生命を捧げる⁽³⁾。」

戸沢は真剣に国体の本義の闡明、忠君愛国、君臣關係などを高揚している。戸沢の基本的なスタンスは、「日本固有の美しい政治原理こそ、誠に日本の世界に誇るべき理想的政治原理である⁽⁴⁾」という点にある。

「従つて、ファシズムやナチの理論に心酔して、これのみが理想的な社会生活の原理であり、政治原理であり、

これをそのまゝ日本に実現せしめねばならず、…といふ趣旨の論をなす者があるならば、それは、…日本固有の価値を看過して徒らに、外国のものを模倣する、日本人の未だ充分に脱却し難き一欠点たる、模倣性と、例の、悪しき場合の思ひ詰めた気持ちとを、暴露するものに他ならない。」

「ファシズムやナチの主張する独裁を肯定して、臣民、の一人又は一集団に独裁を認めるならば、それは昔の幕府政治を肯定する事と同様に、我国体に反する事となるのである。徒らにファシズムやナチの理論に傾倒する事なく、日本為政者は、我国体の本義を明らかにし、我国の憲法の精神を正しく解釈して、我憲政の充分な発展に努力すべきである。」⁽⁶⁾

戸沢にすれば、伝統的な天皇政治がおこなわれているわが国体にあつては、ナチズムやファシズムは異質な統治原理であることになる。彼は、「我国に於ては寧ろ真のファシズムが行はれてはならない筈である」⁽⁷⁾、と断言している。結論として、戸沢は「我国体の本義を明らかにし、我国固有の政治原理を知り、我憲法の精神を正しく解するならば我国の政治は常に正しい意味の憲政でなければならず、事情の許す限り民意に沿う政治であらねばならない」⁽⁸⁾、と日本独自の君臣関係に立脚した政治を理想化した。

「日本が東亜の新秩序の建設のための原動力となり得るためにも、日本の政治は独裁政治になつてはならない。日本の政治は、日本の国体に基き、明治大帝の欽定せられた憲法に則つて、時勢の進運に伴ひながらも、飽迄も真の憲政として発展しなければならぬ。」⁽⁹⁾

戸沢は、議会政治を重視していくべきだとの考えを吐露している。彼は、「超然内閣…の如き性質の内閣のその首相が、既存諸政党を打つて一丸とした挙国単一党をつくつてその首領となるといふ事は、その真の動機が如何にあ

らうとも、率直にいへば、首相がファシストやナチの故知に倣つて、一国一党といふ、憲政上は意義のない旗印の下に、下院を急造の御用党で壟断し、議會を形骸のものにしてしまつて、政府側が自由に政治を行ふ様にするのではないか、といふ疑惑を国民一般に抱かせるのであつて、その結果は面白くない⁽¹⁰⁾、とし、「常に眞の憲政国であるべき日本に於ては、一国一党の主張は実は意義なきものではあるまいか。眞の憲政の下に眞の議會を認め、従つて眞の政党を認める以上は、非常時に於ても、国内にいくつかの政党が併存する事をどうして不合理と断定出来る⁽¹¹⁾か」と論じていた。

戸沢は、東亜主義に関しても言及していた。まず、戸沢の国際認識としては、「欧米諸国は、アジアを植民地と心得、支那の富源と市場を独占せんとし、日本の当然の經濟上の發展を阻止せんとして、支那の門戸開放を主張し、機会均等を力説し：我國の支那に於ける經濟上の正当の發展をも抑制せんとつとめ⁽¹²⁾」たのであり、「軍事的見地からいつて、我國は隣邦支那と提携して行かねば国防上の完全を期し難く、ソ連に対して充分の防御をしなければならぬのである⁽¹³⁾」ということである。そもそも、西欧からの東亜の解放のためには、東亜諸民族の連携は不可欠である。

「東亜諸民族の互助的連関の關係を樹立することそれ自身は、東亜諸民族の夫々の眞の反映の為に、従つて東亜の永遠の安寧のために、必要なことであり、更に将来全東洋の各民族の眞の反映のための、従つて東洋の永久の安寧のための、東洋諸民族の互助連関の關係の確立、といふ段階へと達すべきは、我々には政治上の一つの当為であると共に、又一つの必然の成行でもあるであらう⁽¹⁴⁾。」

東亜新秩序(日滿支)について、戸沢は積極的に推進していかなければならないとの立場である。

「東亜の諸民族は自分たちの力で東亜の興隆を計る覚悟をしなければならぬ。」⁽¹⁵⁾

「日本の為政者は、単に日本といふ一国の統一を堅固にするだけでは足らず、この日本に素晴らしい精神上及び物質上の力を發揮せしめ、この偉大な力を原動力として、始めてよく、欧米諸強国の不当な干渉をも、經濟上の困難その他の諸の艱難をも、見事に克服して、当用諸民族を西洋諸国の権力と擄取から解放し、東洋諸国の一大協同体を結成し、東洋人の東洋を建設し、東洋永遠の平和を確保する、といふ一大使命を達成する事が出来るのである。」⁽¹⁶⁾

東亜新秩序の建設に際しては、日本は指導的な役割をはたさなければならない。しかしながら、若干の点で自重した行動が求められる。

「殊にこの協同体の建設に指導的役割を演ずべき日本（大和）民族は、東亜諸民族相互の關係を直視して真劍に東亜民族の問題を考え、…自己の尊い個性や伝統を充分に理解してやつて、つとめて彼等の固有の發展を助成してやるべきであり、濫りに日本の思想や文化をそのまゝ彼等に押付けたりなどしない様にくれぐれも注意すべきである。」⁽¹⁷⁾

戸沢は、ファシズムやナチズムのような原理ではなく、日本の国体に基づく政治をおこなひ、東亜の同胞とともに手を取り合う姿勢が望ましいのである。

「日本自らが、今後は日本も支那の眞の味方であらうと支那に信賴されるにふさはしい政治状態にあらねばならない。されば、日本の政治が、誠に倫理的な親和的な日本の国体に基いた日本の眞の憲政として發展して行つて、日本の政治自らが、この尊い国体と合致しない独裁などには決してならない、ことが必要であり、日本は、

東亜の諸民族を真の同胞として取扱つて彼等の夫々の自主的發展に心からの援助を与へる、といふ意味に於ても、極めてデモクラティックであらねばならず、総じて、デモクラティックな支那のインテリを、東亜のために、支那のために、日本と心から協力するに至らしめるには、独裁は不適當である。⁽¹⁸⁾」

戸沢もまた、国体論や東亜主義を主張していたことは、あきらかである。

- (1) 戸沢鉄彦『国政論集』中央公論社 一九四〇年 三二―三三頁。
- (2) 同上三四頁。
- (3) 同上七二―七三頁。
- (4) 同上七三頁。
- (5) 同上七四頁。
- (6) 同上七六頁。
- (7) 同上七七頁。
- (8) 同上七九頁。
- (9) 同上〇五頁。
- (10) 同上八一頁。
- (11) 同上八二頁。
- (12) 同上二五―二六頁。
- (13) 同上二六頁。
- (14) 同上二三―二四頁。
- (15) 同上三三頁。

- (16) 同上六七頁。
- (17) 同上二三四頁。
- (18) 同上〇九頁。なお、戦後、戸沢は「私の歩いてきた道」にあつて、多元的國家論、宣伝論に関して言及している。また、第二次大戦中ごろよりマルクス主義研究を開始したことも吐露している。しかし、戦前の時局に対しての発言には、口をつぐんでいる。(『年報政治学一九五七 国家体制と階級意識』岩波書店一九五七年一八一―一八八頁)。ちなみに、田口富久治は、「戸沢教授が心底から『皇道政治原理』の信奉者になったとはとうてい思われない」(田口『日本政治学史の展開』三四七頁)と解釈しているが、その一方で「議論の大前提として『国体論』を置き、結論として『大東亜共栄圏』を掲げる政治『批判』は、いうまでもなく真の批判にはなりえないばかりか、論者の知的・倫理的後退を引き起こしかねない」(三四七頁)と非難しているのは、正しい。